



平成28年4月5日

各 位

上場会社名 株式会社ルック
代 表 者 代表取締役社長 多田 和洋
(コード番号8029 東証第一部)
問 合 せ 先 人事総務部長 水野 信之
(TEL) 03-3794-9148

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年3月30日開催の第54回定時株主総会において、「定款一部変更の件」について承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第27条第2項および第36条第2項の一部変更を行うものであります。
- (2) 法令で定める監査役の員数を欠いた場合に備え、定款第30条に補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、定款第31条において補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|-----------------|------------|
| 取締役会決議日 | 平成28年2月12日 |
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成28年3月30日 |
| 定款変更の効力発生日 | 平成28年3月30日 |

以 上

| 変更前 | 変更後 |
|--|--|
| <p>第27条（取締役の責任免除）</p> <p>1. （条文省略）</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第30条（選任方法）</p> <p>1. （条文省略）</p> <p>2. （条文省略）</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p>第31条（任期）</p> <p>1. （条文省略）</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第36条（監査役の責任免除）</p> <p>1. （条文省略）</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p>第27条（取締役の責任免除）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第30条（選任方法）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>3. <u>当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第31条（任期）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>第36条（監査役の責任免除）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> |